

## 団地における自治会活動の 実態



宮本 功

左近山団地とたまプラーザ団地を事例に、団地における自治会、住宅管理組合<以下管理組合とよぶ>の組織と機能について紹介するのがこの論文の目的である。まず自治会の設立過程、組織、運営、活動について、つぎに管理組合についてみることにする。また自治会と管理組合が、同じ地域のなかでどのような関係にあるかが取り上げられるだろう。これらの問題を通じて自治会や管理組合のリーダーの機能と、それに住民がどのように対応しているかを探りたい。

急激な都市化によって生れた新しい住宅地域の町内会・自治会は、これまで既成市街地のそれと対比して論じられてきた。また組織に対する加入者個人個人の主体的なかわり方の如何によって、近年各地に起きている住民運動をも含めて議論を整理することもできよう。この場合は、要するに地縁集団から機能集団への変化という、周知の図式で問題を考えるのである。しかし、ここでは図式はさておいて団地の現実に戻り、事実在即して住民組織像を再構成することにした。もちろんその結果は図式の再確認に終るかもしれないが……。

年間10万人に及ぶ急激な人口増加が続いている横浜のような所では、生活環境の整備が立ち遅れがちである。団地には大量の新市民がごく短期間に入居するため、その影響も著しい。こうしてさまざまな問題をめぐって、団地内に住民組織が必要となり、あるいは市役所などと交渉しなければならない。

自治会は市役所などの行政機関と住民の間にたつて、団地内でさまざまな自治活動を行なう一方、行政の末端組織としての性格と、住民を代表して行政に要求や不満を提示する団体としての性格をあわせ持っている。この論文では住民組織内部の

表1—団地入居と自治会の設立

名称	戸数	入居	自治会設立
左近山団地<賃貸> 1街区自治会	1,022	43年6月～	44年10月
〃 <普通分譲> 2街区自治会	500	43年7月～	44年1月
〃 <特別分譲> 小高町自治会	1,200	43年8月～	44年5月
〃 <特別分譲> 市沢自治会	820	44年11月～	45年8月
〃 <賃貸> 7・8・9街区自治会	1,122	44年11月～	45年8月
たまプラーザ団地自治会 <普通分譲>	1,254	43年3月～	45年4月

問題を中心に述べることにしたい<自治会と市役所などとの関係については佐藤論文に譲る>。

左近山団地には現在五つの自治会がある。これらの自治会は入居時期の違いと、賃貸住宅、普通分譲住宅、特別分譲住宅の種別により、入居後半年ぐらいの間に結成された。各自治会に加入している世帯数は、500から1,200余世帯までまちまちである<表1参照>。また分譲住宅地区には管理組合が三つあり、いずれも自治会の区域と重なっている。

たまプラーザ団地はすべて普通分譲住宅からなり、ここに一つの管理組合と一つの自治会がある。この管理組合については、事実上自治会の機能を代行している事例としてあとで触れる。

## 2—団地住民の自治活動

### <1> 自治会設立の過程

自治会の設立にあたってはたいいの場合、リーダーシップをとる少数の住民がいるようである。入居直後のまったく見ず知らずの者同志を組織化するから、これは当然のことかもしれない。これら少数の活動的住民が自治会の設立に至るまで、どのように住民に呼びかけ、意見を集約

し、組織作りをしたのか。これに対して住民はどのような対応をしたか。また自治会設立の経緯はその後の運営や活動に、どれ程の影響を及ぼすのだろうか。

はじめに設立時の中心人物の個人的な役割で際立っている、I自治会の設立過程をみることにする。まず「I自治会設立総会議案書」に拠って、自治会発足に至るまでの主要な動きを追ってみよう。

昭和45年2月21日、自治会設立のための第1回話し合い。管理組合副理事長O氏を中心に7名が参加した。そして自治会の必要性を確認したあと、O氏提案の会則案や各自が持ち寄った資料をもとに、自治会の構想、今後の準備の進め方について話し合った。また、まず全住民の総意を聴く必要があるということで、自治会設立の賛否その他についてアンケート調査を行なうことを決めた。

3月3日 左近山団地I自治会準備委員会の結成を決め、ついで会則案を審議した。

3月14日 第2回準備委員会。アンケート調査の結果がまとまった。回収数472通<回収率57.6%>で、おもな内容はつぎの通りである。

自治会設立に賛成——446通<94.5%>

〃 反対——26通<5.5%>

自治会費100円——254通<53.8%>

〃 200円——175通<37.2%>

3月22日 第3回準備委員会。4月からの新年度予算で県市の補助金を確保するために、3月中に準備委員長名で市に設立届を提出することにした<3月27日に提出>。設立総会までの責任体制を明確にするために、委員長にO氏を決めたのをはじめ、副委員長、事務局長などの役員を選出した。また住宅管理組合に話し合いを申込むことにした。

3月30日 第1回設立準備委員会<この会合から

名称を改めた>で会則案、予算案を決定した。

4月11日 管理組合との話し合いと第2回設立準備委員会。自治会が管理組合の管理する集会所、備品を使用すること、管理組合の階段毎の月当番を自治会代議員が代行するなど、設立準備委員会の申入れ事項について話し合った。

4月14日 第3回設立準備委員会。当日までに回収された入会申し込み書706通<86.1%>を整理した。

以上のような準備作業のあと、なお幾度か会合を重ねて、5月10日の設立総会にたどりつくのである。設立総会では、この「議案書」にもとずいて準備経過が説明されたと思われる。しかし実は表面に現われてこないさまざまな動きをみなくては、自治会設立の過程を理解したとはいうことはできないようだ。そこでつぎに現在I自治会の役員をしている人達<副会長、事務局長、なお会長は現在空席>の話にもとずいて、その動きを補足してみることにする。

I自治会設立のために非常な熱意をもって活動したのは管理組合副理事長のO氏である。彼は理事会で、管理組合が自治会設立に力のかすよう提案したが、これは実質的に否定されてしまった。管理組合は自治会そのものを否定したわけではなく、ただ自治会設立のために活動することに反対したのだといわれている。そこでO氏は自ら発起人となって、団地内住民の中から12名を誘って準備を進めることにした。ところで、この人達をどのようにして選んだのか—O氏は入居者名簿を自らくって、職業などを条件として考慮したうえ、これはと目星をつけた人を熱心に説得にかかった。人によっては勤め先にも繰返し電話をかけて説得したという。こうして45年2月1日に集まった人達は、全員が初対面であった。そしてこの人達の中には、自治会設立の必要性を感じていたので比較的容易に説得に応じたという現事務局長の

ような人も含まれていた。

なおO氏の活動は続けられる。まず自治会会則のこと。彼は自らえがいていた自治会構想に沿って、会則草案を数度にわたり準備委員に提示した。そこではサークル活動の種類から、アンケート調査の結果にもとずいて彼の熱心な主張にもかかわらず否定された会費の金額まで、ことこまかに規定されていた。この草案は準備委員の反対によって退けられ、会則は現副会長、事務局長の手によってまとめあげられた。

彼はまた自治会専用の事務所と事務員の必要性を力説した。これはたしかに自治会の能率的運営に役立つ処置かもしれない。しかし団地自治会の実状に合わないということで、準備委員によって否定されてしまった。

O氏に対しては、自分だけの自治会構想に依存して、先走り過ぎたようだともみる人もある。先頭に立って準備委員会の発足を図ったにもかかわらず、具体的な準備作業の段階では、彼の構想は一つづつ潰されていった。このような事情が背景にあったために、自治会会長候補の選定はスムーズに運ばなかった。普通なら発起人であり、設立準備委員長であるO氏が、異議なく候補となり、設立総会に臨めたにちがいがなかった。しかしO氏に対する批判は準備委員のあいだでなかなか強く、会長候補を話し合いでしぼることができなかった。決定は選挙によって行なわれた。O氏7票、対立候補の現副会長の一人に5票という結果が出た。会長候補が選挙で決められたために、他の役員候補の決定も選挙で行なわれた。こちらはほとんど問題なく決められた。ところで、こうした設立準備委員会内の紛糾について、設立総会では何も説明されず、一般住民の前に明らかにされなかった。そして設立総会は会長候補として提案されたO氏を満場一致で承認している。

O氏の自治会構想が、自治会設立、運営に影響を

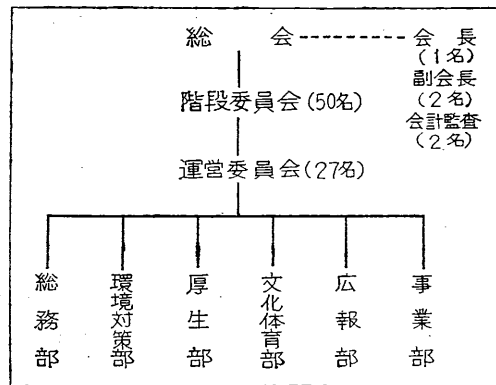
及ぼしたことは事実であろう。そしてそれが彼を抑制する側に回った、自治会には素人の準備委員を結束させ、運営に積極的に取り組まざるをえなくさせる、という形でO氏にはね返ったといえるだろう。おかしな言い方だが彼は自治会については玄人であった。彼は自己主張の強い型の人といえそうである。たとえば彼は、会長名で役員に委嘱状を出すことを提案している。この提案も運営委員会で討論されたうえ、「必要を認めない」と廃案にされた。

つぎにいくつかのグループがそれぞれ思惑をもち、自治会設立をめぐる対立抗争したK自治会について、現自治会長、同副会長の話にもとずいてみることにしよう。まず44年1月にI自治会から自治会結成のよびかけがあつて、管理組合のイニシャティブにより準備委員会が開かれた。しかし管理組合はこの第1回会合の動向を察知した結果、手をひいてしまったらしい。以後労働組合活動をしている人達のグループと、宗教を軸にまとまったグループが対立したため、自治会設立は5月25日によりやく実現した。二つのグループは必ずしも組織に依拠して対立したのでなく、両者が相手の足場を見通したために、対抗意識に燃えて自治会設立と運営の主導権をとるべく論争したものと思われる。争いは役員のポストをめぐるも行なわれ、組合活動家のグループが主要ポストを握る結果で終つた。彼らによれば、自治会発足後は住民福祉の問題をめぐる活動が行なわれたため、設立当時の対立はほとんどないという。そして発足後のK自治会は、今度は管理組合と必ずしもじっくりしない関係にあるようである。

## 2・組織と運営

図1はN自治会の組織図であるが、左近山団地内の5自治会は基本的には同じ形の組織を持っていると言つて間違ひではない。そこでN自治会を例

図1



にして、自治会の組織とその機能を紹介してみよう。

### <a> 議決機関

議決機関として総会と階段委員会がある。総会では次のような問題が議題となる<45年4月第3回総会>。<イ>決算報告、<ロ>規約改正、<ハ>45年度活動方針案、<ニ>45年度予算案、<ホ>45年度役員選出。総会は会員の過半数の出席をもって成立するが、実際に出席する住民は少なく、委任状提出者を加えて定足数を満たしている。階段委員会は規約によれば総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて会長が招集することになっている。44、45年度ともに1度ずつ開かれた。44年度には<イ>上半期経過報告、<ロ>下半期の活動計画、<ハ>牛乳冷蔵庫問題、<ニ>騒音対策について、が議題とされた。また45年度にもほぼ同じ内容が議題となっており、階段委員会が総会の代行機関として利用されていることが分る。この階段委員は年に1度開かれる委員会のためにだけあるのではない。各階段に1名づついることが、つぎに述べるように、自治会の組織としての効率を支えている要素の一つとなっているのである。

### <b> 執行機関

各号棟から選出された運営委員会が、自治会の執行機関となっている。なかでも会長、副会長、総務部長<他自治会の事務局長>のいわゆる三役

が、活動の中心となっていることは言うまでもない。運営委員は全員いずれかの部に所属し〈部長、部員〉、自治会の運営を分担して行っている。運営委員会は毎月1回の割合で開かれている。また44年6月には部長会制度が設けられ、随時開かれている。

さて、これらの組織の実際上の機能は、自治会という組織体のコミュニケーションのルートをなしていることにある。会長から送り出された情報は、まず各棟ごとの運営委員に伝えられる。そこから更に階段委員に伝えられ、階段委員から末端の各世帯にまで到達する。

〈会長→運営委員→階段委員→各世帯〉

このように会長から送り出された情報が、なかば自動的に末端の世帯にまで周知徹底するシステムが、自治会の組織としての価値を作りあげていると考えられる。これは市役所→市連→区連→連合自治会→単位自治会とルートができていることに対応する。と同時に二つのルートは密接に結びついて、市役所から各世帯までの長いルートを形成している。

つぎにN自治会の役員を選任がどのように行なわれているかをみることにしよう。N自治会では原則として、役員が毎年交代することになっているのが最大の特徴であろう。これは第一に一部の人に過重な負担がかからないようにするため、第二に住民の〈自治意識〉を高めるには、できるだけ多くの人が役員を経験する方がよいという方針に基づいている。したがって、階段委員と運営委員は重複しない。また管理組合の役員についても交代であたることになっており、しかも自治会役員とは重複しないようにしている。ただし自治会の会長、副会長など主要な役員は、次期には一人の役員として残留し、運営に参加することになっている。例えば44年度の会長と副会長の一人は、45年において総務部員、総務部会計として、運営委

員会に加わっているのである。新役員の自治会運営が前年度と同じ失敗を繰返さずに、それまでの経験を生かし積重ねていくため、また対外交渉の面でスムーズな仕事の引継ぎができるようにするためといわれる。

階段委員は階段を共有する10世帯が輪番制でつめていている。しかし自治会活動の中心とならなければならない運営委員の場合は、階段委員と同じ機械的な輪番制で済すわけにはいかない。N自治会は運営委員を規約上は総会で決めることになっているけれども、実際には〈号棟別懇談会〉のなかで決めている。〈号棟別懇談会〉は毎年1月になると、ほぼ1日1棟づつ行なわれている。これには会長や各部長が分担して出席し、〈イ〉従来の活動に対する意見・苦情を聴き、〈ロ〉これからの活動に対する注文を聴き、〈ハ〉来年度の役員選出問題などについて話しあう。

役員選出についてはN自治会は比較的円滑に行なわれている例で、他の自治会は役員のなり手がなくて苦慮しているようである。F自治会では98名の階段委員のなり手がなく、3カ月交代であたることにして切り抜けている。運営委員についても同じような状況で、当初は各棟1名の割合で階段委員の中から選出することになっていたが、現在では100世帯ごとのブロックを設けて10名の委員を選出している。役員は任期ごとに交代する。また階段委員と運営委員、あるいは自治会役員と管理組合役員とが重複しないという原則があるかどうか、役員選任問題でN自治会と他の自治会を区別している。この原則のない場合には役員の固定化が起るし、それとともに住民は役員になるのを避けようとするだろう。

### 〈3〉 活動

自治会は日常どのような活動をしているのだろうか。〈44年度活動報告〉にみられるように、実に多種多様な活動が行なわれている。しかもこの

報告にあらわれない仕事も数多くある。たとえば市や県の広報類の配布など行政協力業務がそうである。この多種多様な活動も大きく分類すれば次の四つにまとめられるだろう。

#### <N自治会44年度活動経過報告>

<44年12月～45年2月までの3カ月を抜萃>

12. 6 主婦健康診断、<朝日新聞>約80名参加
- 7 <餅つき大会>10臼作る。
- 12 第7回運営委員会
- 12 物品交換会<第2街区集会所>
- 14 婦人バレーボール親睦大会 約30名
- 14 商店連合会と3自治会との懇談会
- 17 第2回管理組合理事との懇談会
- 19 第5回部長会
- 1.10 第8回運営委員会
- 11 3自治会および区長との賀詞交換会
- 12 第4回乳児健康診断
- 12 2重窓改装工事最終打合せ会 公団にて
- 15 家庭菜園区画割り 330坪 145軒参加
- 15 文化部 新春団地内囲碁大会 約26名参加
- 17 <号棟別懇談会>1号棟より開催31日まで
- 18 第10回鶴が峰連自治会駅伝大会参加
- 22 主婦健康診断
- 24 第1回1街区、小高、2街区自治会連絡会
- 28 2重窓改装工事開始
- 30 第6回部長会
- 30 自治会ニュース発行
2. 2 号棟別懇談会 12号棟より
- 8 文化部カークラブ結成
- 22 左近山連自治会結成準備接抄
- 22 第1回親睦ボーリング大会 34名参加
- 23 胃の健診 旭区役所市民病院主催
- 24 第2回1街区、2街区、小高自治会連絡会議
- 25 第9回運営委員会
- 28 第7回部長会

<a> 生活環境の整備。生活環境の整備といっ  
てしまえばいかにも日常的な、平凡なイメージを  
もたれるかもしれない。しかし、これが左近山や  
たまプラーザのような団地住民にとっては、日常

生活と密着しているだけ、それだけ直截な解決を  
迫られている問題である。保育所、小・中学校の  
建設、騒音防止対策、ゴミ処理、駐車場、交通規  
制、交通施設整備、医療施設対策、団地内緑化な  
ど枚挙にいとまない。

<b> 住民の親睦を図るための活動。文化・体  
育サークル、団地祭、盆踊り大会、運動会、クリ  
スマス会、モチつき大会、いも掘りの会など。

<c> 行政協力業務。広報類の配布、各種行政  
協力員の選任<民生委員、保健指導員、選挙推進  
委員等々>、各種募金など。なお行政協力業務に  
ついては別掲佐藤論文を参照してほしい。

<d> 生活協同組合的活動。生活物資の共同購  
入、団地牛乳、団地牛乳冷蔵庫の建設、物品交換  
会など。これは<a>の環境整備の仕事と似た性  
質をもつけれども、必ずしも地域的条件に制約さ  
れている問題ではないことに注意したい。しかし  
そう言っても同時に団地という居住形態が一つの  
大きな条件となっていることも事実であろう。

このほか以上挙げた活動を行なうために、自治会  
が持たねばならない数多くの会議、打合せ会、準  
備作業、あるいは広報紙の発行などがあることを  
見逃すわけにいかない。自治会がタテマエ上任意  
の住民組織であることを考えるとき、その負担は  
著しく大きいと言わねばならない。

自治会はこのようなさまざまな仕事を、さきに述  
べた組織を利用しながら、どのように消化してい  
るであろうか。まず<c>の行政協力業務につい  
てはわれわれの予想に反して、それ程負担とは感  
じていない、というのが面接した役員の人達の答  
えであった。しかしこれは、それだからといって  
市が現在のように自治会に仕事をおろしてくるや  
り方、あるいはそれ以前にある行政の基本的姿勢  
を肯定しているのではない。ただ仕事量として、  
今日の自治会にとってさして負担とならないとい  
うことである。その原因として、組織としての自

治会の機能が活発であることが挙げられよう。会長、運営委員、階段委員、各世帯と連なる組織構造が負担を感じさせないのであろう。また募金については、各世帯ごとに金額を割当ててくる市のやり方に反発してはっきり断ってしまったり、あるいは割当てに関係なく、集まっただけ出すことにしたりで深刻な受けとめ方ではない。ただ役員の人達は市の姿勢を問題にしながらも、社会福祉に関係ある募金に対して、何らか役に立つことをすべきだとの意見であった。

のこった三つの分野の活動で問題になるのは、役員負担の度合、問題解決能力および住民の対応である。

まず役員負担について。どこの自治会も専門部を持っていて、そこで独自の活動をするのと同時に、自治会業務を分担して消化している。行政協力業務についても同様で、これが三役の負担を軽減しているのは事実である。また問題ごとに当事者である一部の住民と自治会が協力して問題解決に当たるという機能的な関係がつくられている<騒音問題、駐車場問題、保育所問題など>。しかしそれにもかかわらず、三役などおもな役員はかなりきつい仕事をしているといえる。団地内の会合の数だけでもかなりあるはずだし、いろいろな活動の準備作業にもしばしば出なくてはならない。そのうえこれらの役員は市役所などとの対外交渉や会合にも多くの時間を費やさねばならない。連合自治会の仕事もある。そしてこのような重い負担をぬって問題解決を効率的に行なおうとするために使われるのが、役員個人的な力<顔>と組織である。個人的な力とは、たとえば自治会長などのリーダーの持っている個人的なつながりをフルに活用することである。正面から陳情したり、交渉するのではなく、側面からあらかじめ解決の糸口をつけておく。たまプラーザ団地の管理組合理事長が、その職業の上でのつながりを使って、い

くつもの問題を解決してきたのがその例である。これに対して左近山団地では、連合自治会を結成して、市役所などとの交渉をより効果的に行なおうとしている。これは一方において自治会の問題であるけれども、他方において市役所をはじめとする官公庁の問題である。つまり地域に生じた問題に関係のある住民の大部分を代表している団体として自治会の名前が求められる。個人からなる有志の集団は相手にされないらしい。この論理の延長上に当然連合自治会が必要とされ、さらに問題によっては区連合町内会長連絡会議の名前が必要とされるかもしれないのである。こんな所にも自治会が、いろいろな条件の下に複雑な性格を持たざるを得ないことがわかる。

つぎに住民の対応の問題がある。彼らは直接自分

表2—左近山団地N自治会昭和44年度会計報告書

1 収入の部		780,908			
1>	43年度繰越金	108,961			
2>	44年3月までの預金利息	239			
3>	引継ぎ後45年3月分までの会費	550,600			
4>	立替金戻入<牛乳利益会計より>	3,328			
5>	地域振興協力費	90,000			
6>	消火器販売協力謝金	6,800			
7>	物干ハンガー販売協力謝金	7,400			
8>	広報類配布謝金	11,000			
9>	歳末助けあい運動協力謝金	2,580			
2 支出の部		336,113			
	総務部	環境 対策部	厚生部	文化部	合計
事務費	4,205	2,570	4,960	8,210	19,945
会議費	23,710	3,260	3,318	7,538	37,826
交通通信費	0	7,080	7,111	5,660	19,851
備品購入費	17,840	0	0	18,288	36,363
活動費	90,044	69,600	3,000	53,719	216,363
その他	6,000	0	0	0	6,000
合計	141,799	82,510	18,389	93,415	336,113
3 収支差引次年度繰越金		444,795			

に利害関係がある問題の場合、かなり強い関心を示し、また行動する<保育所問題、騒音問題など>。さらに物品交換会や物資の共同購入にも関心は強く、よく利用もする。モチつき大会、クリスマス会、運動会など、団地内の子供を対象とした行事にもよく参加する。しかしこのような対応が、すぐ自治会運営に参加することには結びつかない。面倒なことはなるべくやりたくない、というのが大方の住民の意向ではないかと思われる。要するに消極的参加とでもいおうか。

おしまいに自治会の財政をみておく。表2によって明らかなように、収入の過半は会費収入である。市役所からの補助金である地域振興協力費<1世帯当り1年180円>は会費収入の6分の1程の額であり、収入総額の12%を占めている。また広報類配布謝金は1万1千円だから、1部1円の謝金で逆算すると年間22回配布のために階段委員をわずらわしたことになる。支出では会議費が目につくが、この自治会の役員交代制が、金の使いぶりを大らかにさせているのではなからうか。住民の目に気を使って、会議にはお茶よりほか出たことがないという自治会もあるのである。

### 3———住宅管理組合と自治会

「組合は、日本住宅公団が建設したたまプラーザ団地普通分譲住宅に係る共有物を管理し、かつ、共有物の使用に伴う住宅の所有者の共同利益を維持するために必要な協議および業務を行なうことを目的とする。」これがたまプラーザ住宅管理組合規約第2条にうたわれている管理組合の目的である。住宅公団は分譲住宅入居に先立って、「建物の区分所有等に関する法律」<昭和37年4月4日>に基づき管理組合の設立準備を独自に進めていく。これは左近山団地の場合もたまプラー

ザ団地の場合も同じである。すなわち公団が招集した入居説明会を管理組合の設立総会と兼ねて開いたうえ、公団から指名の形で役員を選出、これを承認している。しかもこの時公団が用意した規約は「組合規約の設定、変更または廃止は、組合員の合意による。」<第26条>と規定していることに注意したい。

住宅管理組合には最高議決機関として総会があり、実際の管理業務にあたる機関として理事会がある。ほかに各棟から1名ずつの評議委員会が、理事会の諮問機関としておかれている。たまプラーザ団地には規約で決められたこれらの機関のほか、階段委員会がある。これらの組織はちよほど左近山団地内の自治会組織に対応する機能を果たしている。

管理組合は団地内の共有財産を維持・管理する業務のために<団地サービスKK>と委託契約を結んでいる。たまプラーザ団地にはこの契約に基づき、管理事務所に4人の専従職員が働いている。ほかに近隣農家の主婦からなる13人の専従作業員が、132本の階段を含めた団地内の清掃、ゴミの仕末などの作業をしている。

ところでたまプラーザ住宅管理組合の前理事長A氏を中心とした活動は、管理組合に左近山団地にはみられない機能を果させることになった。A氏は入居直後の団地になかば当然のごとく発生してきたさまざまな問題を、管理組合の手で処理していくことにしたのである。実質的には自治会の機能を管理組合が代行してきた。しかしかねてより規約に定められた目的をこえて、管理組合が自治会的活動をするを批判的に見る住民も多く、入居後2年たった45年4月、自治会が発足した。ところが、この自治会は会費はとっていないし、自治会規約もないという、名前だけの団体である。この2年間という時間のズレの影響は大きなもので、この間に管理組合が積上げてきた実績



が、住民から新たに自治会をもちたてていこうとする意欲を失わせたのではないかと思われる。現管理組合理事長は次のように述べている。「組合の方では組合は自治会とは違うから、何から何まで他の自治会の真似はできない。しかし必要最低限のことだけはやるという方針である。これに対して住民は、必要最低限のことは組合がやってくれるのだから、今更自治会活動を推進する必要はないと考えている。」

必要最低限の仕事というが、管理組合はどんな仕事をしているのであろうか。〈a〉生活環境整備の仕事。管理組合本来の仕事〈建物の修理、芝の手入れ等々〉のほか、保育所、学校建設問題、交通規制の問題、郵便局の誘致、鉄道小荷物配達問題、焼却炉〈煙害〉問題、駐車場問題など。〈b〉市役所と関連する仕事。広報類の配布は専従作業員の主婦の仕事となっており、1部1円の配布手数料は彼女達の旅行積立金になる。募金や急ぎの連絡は評議委員、階段委員を通じて行なわれている。これらの行政協力業務は自治会発足後は、一度自治会長のもとを経由して、実際には管理組合の組織を通じて行なわれている。

以上述べたような活動内容から明らかなように、たまプラーザ団地では管理組合と自治会が事実上一体化している。さらに専従職員をかかえているから仕事の処理は円滑に行なわれる。だから現在の状態では管理組合と自治会が対立することはない。しかし同時にこれらのことが、さきに触れたように住民の消極的対応を招いている。また住民だけでなく役員も含めて、管理組合への対応が財産管理という視点を媒介にして行なわれるために、理事長などの個人的な力による諸問題の解決というやり方がとられがちである。またとることのできる余地が大きい。

ところが自治会が組織を作りあげ、機能している左近山団地では、管理組合と自治会は必ずしも協

調的な関係にばかりはない。自治会長の一人は、自治会が管理組合を吸収すべきだと述べている位である。生活環境整備という多分に重複する仕事はさんでいるだけに、やり方によっては激しい対立関係になることもあるだろう。K自治会では管理組合の役員に自治会役員を送りこむことによって、事実上二つの組織の一体化をねらっているようである。しかし役員が重ならないようにし、また毎年交代することになっているN自治会のように比較的良好な関係にある自治会もある。法律に基づき、改正困難な規約の下で共有財産の管理にあたる管理組合と、タテマエ上住民の任意の参加によって組織された自治会とが、互に相手の立場を認めて機能を分担することは、かならずしも難しいことではないように思われる。

#### 4———むすび

おしまいに今度の聴取調査の中で気付いたことをいくつか挙げておく。まず左近山団地内の五つの自治会を比べて、組織の運営方法が異なっていることである。これは住民の自治会への対応、組織としての効率にも関係する問題である。これが端的にあらわれているのが役員選任の方法であり、しかも自治会の運営や活動への影響は決して小さくない。住民は概して消極的対応をしているとききに述べた。このことについて自治会によって大きな違いもないだろう。とすると同じような住民からなる自治会に、運営方法の違い以上のいろいろな感じを受けるのはなぜだろうか。推測できることの一つは、リーダーのパーソナリティがかなり強い影響を及ぼしているのではないかと、いうことである。強い個性を発揮するのはI自治会のO氏だけではない。労組や宗教をバックにしたグループが対立したK自治会や、役員交代制を特徴

とするN自治会も、リーダーの経歴やパーソナリティの影響の下にそのような形をとったといえよう。なぜパーソナリティが影響力を持つのだろうか。住民の消極的対応と、タテマエ上住民の任意の参加に基づく団体としての自治会に外部からの強い制約がないことが、その理由として考えられる。運営に積極的に参画する意思を持たない住民から成っている組織の中で、意欲的なリーダーが果たす役割は大きいであろう。また意欲的でなくともリーダーの個人的色あいがイコール自治会の色あいとして映ることにもなるであろう。ところで消極的な住民に依拠しながら自治会が対外的には市役所等に影響力を持ちうるのは、地域住民をほぼ洩れなくくみこんでいる組織の包括性と、機能の活発な組織を持っているためである。会長⇨運営委員⇨階段委員⇨各世帯という組織を、どちらが握っているかで、自治会と管理組合の関係も違って来るだろう。

ところで左近山のような団地における自治会は、既成市街地の町内会・自治会と比べれば、機能集団としての性格をより強く持っているだろう。そして住民の対応がなにほどか機能的である限りにおいて、当面解決すべき問題がいろいろの意味で大きくなければ、住民の消極的対応も理解することができよう。自治会を住民運動から隔てているのもこの点ではないだろうか。住民一人一人の主體的なかわり方が違っている。しかし、それ故に問題如何によっては、自治会が住民運動の担い手に変貌することもあり得ないことではない。その場合どれ程多くの地域住民の参加を得ることができるかを考えてみると、その自治会がなおこれまでの自治会たり得るかどうかは疑問である。

<藤沢市議会史編集員>